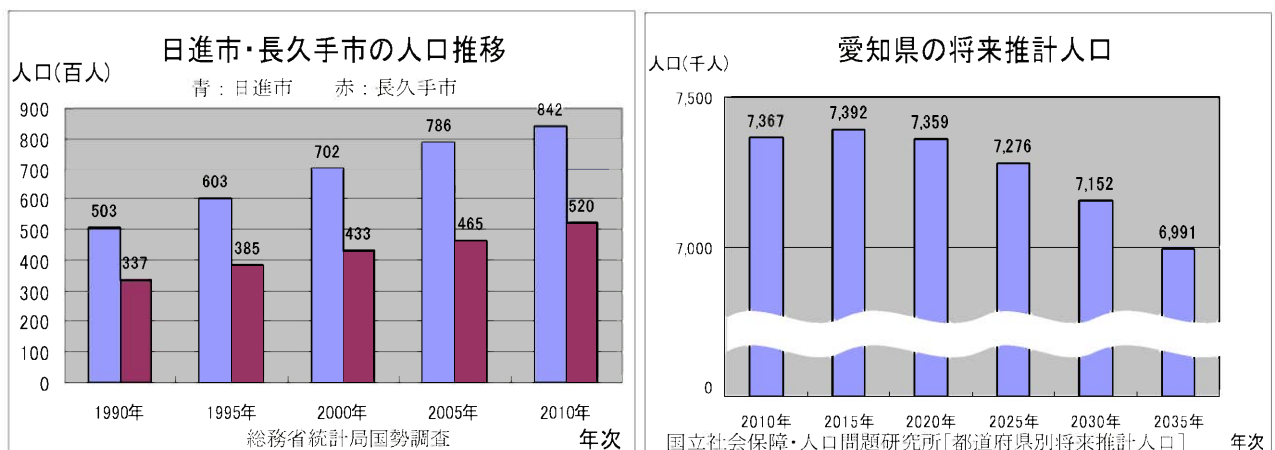


## 地域のブランド力を高めるために

### 1. 趣旨

- リニモ沿線では、地元を中心に市街地開発が進められているが、全国的には既に人口減少時代に突入しており、また、愛知県でも 2015 年以降、人口が減少することが予想されている。このため、住宅販売や商業施設の誘致等において、これまで以上に厳しい状況が想定される。
- 開発を成功させるためには、リニモ沿線地域で付加価値をつけて、他の地域と差別化を図る特段の工夫（＝地域ブランド力の向上）が必要と考えられる。
- また、他の地区からの誘客を図るため、名前を聞くだけでも足を運びたいくなるような仕掛けも必要である。
- このため、地域のブランド力向上に向けて、委員から今後のまちづくりに活用できるご意見やご提言をたまわりたい。

#### 参考 1. 沿線の人口について



#### 参考 2. リニモ沿線地域づくり構想について(平成 21 年 3 月策定)

- ・構想の中で地域全体の将来像について検討。詳細は別添の構想のリーフレットを参照。

### 2. 取組事例の紹介

#### ○「愛知県陶磁資料館」の新しい名称を募集

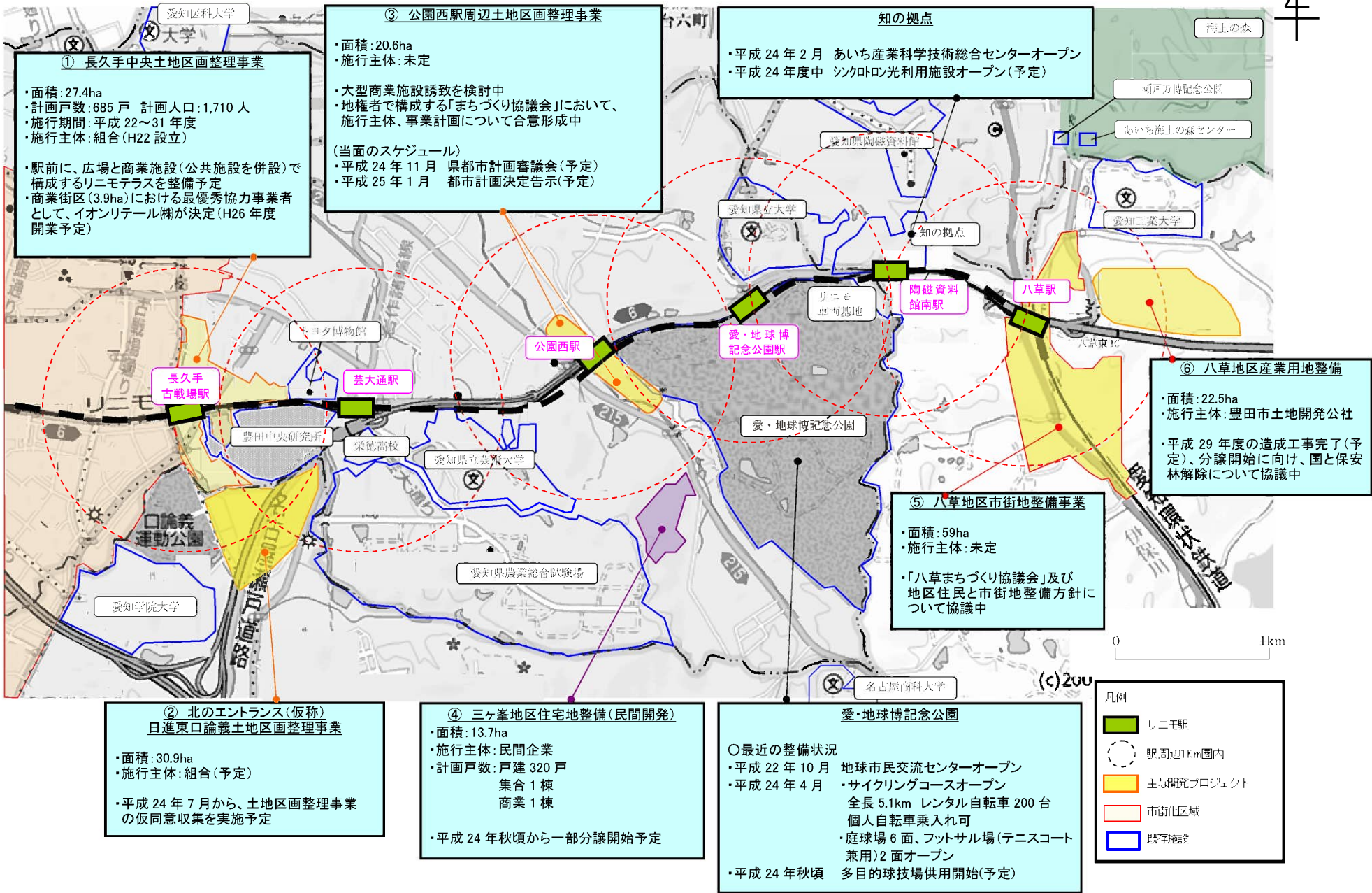
- ・趣旨：愛知県陶磁資料館では、平成 25 年 6 月に開館 35 周年を迎えるにあたり、多くの方により親しみをもつていただき、更なる施設の PR を図ることを目的として、新しい施設名称の案を公募。
- ・募集期間：平成 24 年 7 月 23 日(月)～9 月 22 日(土)
- ・選定方法：10 月上旬に開催予定の選考委員会において新名称の案を選考。12 月県議会の議決(条例改正)により決定。

#### ○「長久手市公園西駅周辺環境配慮型まちづくり基本構想」の策定

- ・長久手市では、公園西駅周辺土地区画整理事業に合わせて、「公園西駅周辺環境配慮型まちづくり基本構想」(資料 9) を策定。(平成 24 年 8 月)

# リニモ沿線地域整備概要図

注) 開発案件に係る面積、事業期間、施行主体などは、平成24年7月現在のものであり、今後、変更される場合があります。



# 「愛知県陶磁資料館」の

# 新しい名称を募集します！

愛知県陶磁資料館は、昭和53年6月の開館以来、国内はもとより国際的にも評価される有数の陶磁専門施設として、歴史的、美術的に貴重な陶磁作品の収集、保存、展示及び教育普及事業を行うなど、広く陶磁文化の振興を図ってまいりました。

平成25年6月に開館35周年を迎えることから、国内外の貴重な陶磁作品を系統的に収集、展示する有数の陶磁専門施設としてふさわしい名称に変更するため、新しい名称の案を広く募集いたします。

皆様のご応募をお待ちしています！

## 募集期間

平成24年7月23日(月)～9月22日(土)

問い合わせ：愛知県陶磁資料館 総務課

◆〒489-0965 瀬戸市南山口町234

◆TEL：0561-84-7474

◆FAX：0561-84-4932

◆メール：touji@pref.aichi.lg.jp



愛知県陶磁資料館の詳細は当館公式ウェブサイトをご覧ください。

>><http://www.pref.aichi.jp/touji>





# 「愛知県陶磁資料館」の新しい名称を募集します！

- 募集期間 平成24年7月23日(月)～9月22日(土)
- 応募資格 どなたでも応募できます。
- 応募方法 ○応募用紙又はA4用紙を使用し、新名称の案及びその説明、郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、職業又は学校名、電話番号を記入してください。  
なお、用紙1枚につき1案としてください。  
○郵送、FAX、Eメール、館内応募箱による応募とします。  
(郵送の場合)〒489-0965 瀬戸市南山口町234 愛知県陶磁資料館総務課  
(FAXの場合)0561-84-4932 愛知県陶磁資料館総務課  
(Eメールの場合)touji@pref.aichi.lg.jp (件名を「新しい名称」としてください。)
- 選定方法 10月上旬に開催予定の選考委員会において新名称の案を選考し、12月県議会の議決(条例改正)により決定します。
- 賞品 新名称が採用された方の中から1名様に、地元の著名陶芸作家(加藤清之氏)の作品を贈呈します。(同一案多数の場合は、抽選により決定)

## 「愛知県陶磁資料館」新名称案応募用紙

新名称案			
説 明			
住 所	〒		
氏 名			
年 齢	歳	性 別	男 ・ 女
職業又は学校名			
電話番号			

愛知県陶磁資料館 FAX：0561 - 84 - 4932

※本募集にて取り扱う個人情報については、募集時の目的の範囲での利用とします。  
※採用された名称に関する著作権・使用权等一切の権利は、愛知県に帰属とします。